## 経営情報(半期情報の開示について)

平成30年度上半期(平成30年4月1日~平成30年9月30日まで)における経営情報をお知らせいたします。

## 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位:百万円、%)

区	区 分		担保·保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D)/(A)
破産更生債権及び	平成30年3月末	1,899	1,373	525	1,899	100.00
これらに準ずる債権	平成30年9月末	1,871	1,330	541	1,871	100.00
危険債権	平成30年3月末	3,829	3,069	486	3,556	92.88
	平成30年9月末	3,787	3,062	467	3,529	93.18
<b>西</b> 笠 珥 <i>佳 坛</i>	平成30年3月末	27	27	5	32	100.00
要管理債権	平成30年9月末	22	22	4	26	100.00
小 計	平成30年3月末	5,755	4,470	1,018	5,488	95.35
小計	平成30年9月末	5,681	4,414	1,013	5,427	95.53
正常債権	平成30年3月末	93,598				
正常債権	平成30年9月末	92,769				
<b>△</b> ■	平成30年3月末	99,354				
合 計	平成30年9月末	98,450				

(注) 平成30年9月末の計数は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則」第4条に規定する 各債権のカテゴリーにより分類し、以下の簡便な方法により算出しております。従って、平成30年3月 末の計数とは算出方法が異なるため、計数は連続しておりません。

〈平成30年9月末の算出方法〉

- 1. 債務者区分については原則として平成30年3月末時点における自己査定による債務者区分を基準としております。ただし、4月1日から9月末までに倒産、不渡り等の客観的な事由による債務者区分の変更のあった債務者については、当組合の定める基準に基づく債務者区分見直し後の債務者区分によっております。
- 2. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」の金額は、債務者区分でいう破綻先及び実質破綻先に該当する債務者に対する債権の合計です。
- 3.「危険債権」の金額は、債務者区分でいう破綻懸念先に該当する債務者に対する債権の合計です。
- 4. 「要管理債権」の金額は、債務者区分でいう要注意先に該当する債務者に対する債権のうち、貸出条件を緩和している貸出債権及び3か月以上延滞している貸出債権の合計です。
- 5. 「正常債権」の金額は、債務者の財務状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権の合計です。

損益の状況 (単位:百万円)

	区		分		平成30年9月末
業	務		純	益	195
経	常		利	益	801
当	期	純	利	益	776